

政令番号254 イプロベンホス

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成28年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県	1.4E+2							136.0
3	岩手県								
4	宮城県	1.7E+1							17.0
5	秋田県	1.7E+1							17.0
6	山形県								
7	福島県	5.1E+1							51.0
8	茨城県	1.1E+3							1,054.0
9	栃木県	1.2E+2							119.0
10	群馬県	1.7E+1							17.0
11	埼玉県	6.1E+2							612.0
12	千葉県	8.5E+2							850.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	1.7E+2							170.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	3.4E+1							34.0
21	岐阜県								
22	静岡県	2.0E+2							204.0
23	愛知県	1.7E+2							170.0
24	三重県	1.1E+3							1,054.0
25	滋賀県								
26	京都府	3.4E+1							34.0
27	大阪府	3.6E+2							357.0
28	兵庫県	2.0E+2							204.0
29	奈良県	8.8E+2							884.0
30	和歌山県	3.9E+2							391.0
31	鳥取県								
32	島根県	3.4E+1							34.0
33	岡山県	1.5E+2							153.0
34	広島県	1.4E+2							136.0
35	山口県	3.4E+1							34.0
36	徳島県	2.7E+2							272.0
37	香川県	6.1E+2							612.0
38	愛媛県	3.9E+2							391.0
39	高知県	5.3E+2							527.0
40	福岡県								
41	佐賀県	2.9E+2							289.0
42	長崎県								
43	熊本県	1.0E+3							1,020.0
44	大分県								
45	宮崎県	1.9E+2							187.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.0E+4							10,030.0